

東日本大震災関連展示

～あの時を伝える～



東日本大震災は今年の3月11日で11年目を迎えます。あの日、街や集落を津波が襲い、多くの施設も被害を受けました。

当時の状況や、震災の悲惨さを後世に伝えるため、北上川学習交流館あいぽーとでは、3月4日(金)より震災で被害を受けた施設の写真やパネルを展示いたします。

どうぞご来館ください。

- 開催期間.....3/4(金)～5/15(日)
 - 開館時間.....9:00～17:00
 - 入場料.....無料
 - 休館日:.....毎週月曜日・年末年始
- ※ただし月曜日が祝日・または振替休日の場合は翌日火曜日が休館になります。
- TEL.....0191-26-0077
- ◎来館の際はコロナウイルス感染拡大防止策にご協力願います。◎

🚫 堤防のり面走行はお止めください 🚫



警告

ここは、皆様の生命と財産を守る
河川管理施設です。

むやみに車両等で踏み荒らす行為は河川法により禁止されています。

○堤防表面の「わだち」により崩落や決壊につながる可能性があります。

○頻度が高いなど、悪質な場合は、警察等に通報します。

国土交通省 岩手河川国道事務所 一関出張所

左の写真は一関出張所管内の堤防で発見したタイヤ跡です。これは堤防のり面(堤防内斜面のこと)を、車・バイク等で走行した際に付いたと思われます。3箇所とも深くえぐられたような跡になっています。

堤防の芝生は、洪水や大雨時に、水の流れて土砂が洗い出される事を防ぐ役割があります。しかし、写真のような損傷があると洪水などの際に、土砂の流出を止められず、最悪の場合堤防が崩れ、大災害につながってしまうかもしれません。

こういった堤防を損傷する行為は、河川法第29条等により「河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為」として禁止されています。違反した場合は、6ヶ月以下の懲役、または30万円以下の罰金に処される可能性があります。

河川堤防は、皆さんの生命・財産を守る大事な施設です。
堤防のり面の走行は絶対に行わないでください。
 堤防のり面を走行する車両、もしくはタイヤ跡などの損傷を発見した場合は、その堤防を管理している出張所・河川事務所に通報願います。

※写真の現場は復旧済みです。一関出張所では警告看板を設置するなどの対策を行っていますが、悪質な行為と判断すれば、警察への通報・被害届提出も致します。

※バックナンバーはこちら

http://http://www.thr.mlit.go.jp/iwate/syuttyouiyo/itinoseki/2021/2021_ichinoseki.htm